

報時教政

號六十九第



論說

活ける讀書と清新なる信仰

(註 脫)

清國啓發の一法

本多高陽

社會

◎活氣なき選舉◎勤儉貯蓄の聲◎偶語

◎獨逸皇帝と社會黨

(海外事情)

雜錄

平安なる生活

百目水智蓮

貧民窟の冬の夜

安藤正純

「カルカッタ」府より

井上圓了

講究

女子労働者の保護

池山榮吉

▲開文字▼

講演

死刑廢止論

小河滋次郎

▲報道一束▼

大日本佛敎徒同盟會綱領

- 一、佛敎本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道德を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛敎の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛敎護持の責任を全ふし健全なる宗敎界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を奨励し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、公認敎制度を調査する事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し社會の改善を企圖する事。
- 七、佛敎の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を奨励して、善良なる家庭を形作りしめ又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道徳を鼓舞する事。
- 九、敎界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勸絶する事。
- 十一、殖民傳道を奨励する事。
- 十二、佛敎の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむる策を講ずる事。

政 教 時 報

活ける讀書と清新

なる信仰

近時新なる宗敎を呼び、新らしき信仰を求むる聲が聞ゆるが、割合に其要求に應ずる救済の聲が反響しないやうである。満足したる歡喜の叫が響かぬやうである。こは何故であるかと云ふに、之を求むるに徒らに理論のみに奔り、甚だしきは一種新奇なる敎理でも發見したいと考へて居る弊がある。中には随分満足の叫を發しつゝあるものあれど、何んとなく生氣なく、光輝なく、徒らに當世風の文字を用ゐて實感なき形式を反覆しつゝあるが如くある、何人にしても、確かに今日の青年か渴望せる靈的の要求は未だ満足せぬ様である、然らば如何にして之を擧取すべき、如何にして之を修養すべきかは、實に大切なる問題である。

吾人借々考ふるに宗敎が俄かに新たに作らるゝものではない、唯舊來の化石的の形式を破りて新なる眞面目を擧めばよいのである、故に若し眞個に之を求むるものならば、既に吾人の目前にあるのである、清新なる泉は決して此朽葉堆く巖石礫確たる地層已外に存するのではない、若し深く穿ちて

層内の水脈に達するときは、如何なる處でも清泉は送り出づるのである、人は古き宗敎であると思ひ、一讀信し難き事實を以て滿たされつゝある如く考ふる經文も、若し眞實求道の活ける仰望を以て誦するときは、其間に信仰の泉が迸ることゝ認むることを得るのである、若し信念益々深きに達するときは、到る處に佛陀救済の清泉は彼處の巖角よりも、此處の苔藓の下よりも流れ出て、潔らかなる佛陀の心は吾人の心中に流れ込み、直接に其感化を蒙る次第である、此信仰たるや清淨無垢のものである、佛陀と相接觸して融化せらるゝのである、敎權を以て強ゆべからず、信條を以て拘束すべからず、況んや煩瑣的研究、理論的追求などの手の達せざる人心の奥底に潜みつゝあるものである。

古より活ける讀書眼を有するの人は、書籍の下に潜める光明を發見し、文字に寓せらる古人の靈智を掘り來る、其例古今東西決して少くはない、吾人は其二三を擧げて道を求むる人の爲めに示さふと思ふ。

二宮尊徳翁の一生は實に生ける人道にして、社會救済者の明星である、彼が濟世利民の精神と慈愛至誠の赤心は如何にして感得したるものか、報徳記は吾人に示して曰く、
先生十四歳の時隣村飲泉村觀世音に參拜し堂下に坐して念することあり、忽然として行脚の僧來り堂前に坐し、讀經

す、其聲微妙、深理廣大、一聞了然として意中觀喜に堪へず、誦經既に畢る、謹て僧に問て曰、今誦する所の經は何の經ろ、僧應て曰觀音經なり、曰、予嘗て屢々これを聞けり、而して今聞く所に異なり、何ぞ余が心に徹することの明なるや、應て曰、世の誦する所は吳音也、今國音を以て轉讀せり、是子の解する所以歟、先生懷中を探り、錢二百を奉して曰く、願くは寸志を呈せん、今一たび誦讀し玉へ、僧其志を感じ轉讀以前の如し、讀畢て去る、其行所を知らず、先生胸中豁然として大に喜ひ、栢山村善榮寺に至り、和尚に謁して曰、大なる哉、觀音經の功德、其理廣大無量、其意云云と説解流水の如し、和尚大に驚て曰、予既に耳順を超たり、多年此經を誦する事幾百千篇、未だ其深理を解することあたはず、然るに子若年一たび讀誦を聽て、無量の深理を明解す、嗚呼是所謂菩薩の再來歟、今野僧此寺を退くべし、子願くば僧となり、衆生の爲に此寺に住し、大に濟度の道を行玉へと云、先生固辭して曰、是子の望む所にあらず、予祖先の家を起し、其靈を安せんとなす、志す所出家にあらずといふて去る、是より後、彌々佛意も諸人を濟ひ安するより大なるものなきことを了知せりといふ。

翁の如きは實に心眼を開きて經文を活かして讀めるものである、吾人は此話を聞いて心中深く感じたる次第である、翁は確かに觀音慈愛の精神を感得せられたるに違ひない、是に

いても最も注意すべき點は彼の行脚僧は國音を以て轉讀したる事である、眞率多感の青年が貧窮困艱の場合に於て、經文の靈的文字が一句一句、胸中に深く刻まれたる有様は見るが如き心地がする、經文は全体信仰の結晶したる生産である而して此の如き力強き靈的作用は、千古たしかに經文に存しつゝあるのである、現時最も必要なることは之を信仰の力ある國文に譯する事である、若し國音を以て之を讀み、讀むもの、聽くもの非常なる仰望を以て之に對せば何人か感ぜざるべき筈はない、之を感じたる人には確かに清新なる信仰である、感ぜざる人には古き黄卷赤軸たるの外はない、如何にも革新は畢竟復古であつて、新たなる信仰とは新たなる經驗の巖角に出口を見出したる地下に磅礴せる千古靈活なる清泉である。

歐洲に於ける宗教改革は、ルuterがバイブルに於て新たなる光輝を見出したるが源である、彼がエルフルト大學に入りて、一旦憂鬱に沈み、苦悶の極、斷然としてアウグスチーを以て慕しつゝあつたが、一日其圖書館に於てバイブルを繙きつゝ新たなる生命を見出した、是彼が全身を込めたる熱心によりて眼光紙背に徹したのである、されど彼は決して、理性的解釋や、瑣瑣的討究によりたのではない、又之に對して

學理的、寓意的、比典的解釋を用ゐたるのではない、一見最も解し難き奇蹟やら、吾人の最も信じ難き事蹟に向て文句通りの事實的解釋をとりたのである、而して之が最も力強き點であつたのである、最も奇妙なることは、十五世紀の頃に於ける獨逸の他の高等なる學校が、バイブルの解釋に於ては逆もエルフルト大學に及ぶものはなかつたのである、而してルuterは毫も此等の解釋によらずして、信仰の活眼で心讀したのである、否寧ろ當時の神秘的解釋の葛藤を破り來りて、最も單純素朴なる字面通りの解釋をしたのである、然れども彼は當時一般に用ゐられて、羅馬教會の便利になる様に書きである羅何文のバイブルではなくて、希伯來より猶進みて希臘文のバイブルに於て生命を見出したのである、當時ルuterを親切に慰藉する事に力を盡したるスタウピッツに送らるる書面に當時の様子が如く描かれてある、即ち左の如き事實である、

從來羅何語にては眼罰受刑と解せられて、全く外形的形式として教會に對する罰金の意味と理解せられたる文字は、希臘語にては全く反對にして内心的精神的實感にして、懺悔改悛の意味なることを發見して、彼は非常なる愕きと喜びを以て滿たされた、此に於てや新たに起されたる精神的の活氣と宗教的激動は千古の信仰的生色を回復し來りて、德義的制裁、精神的勢力を勃興し來りたのである。

彼は此筆法を以てバイブルを讀了た、此に於てや當時の教會は古代の教會とは全く異なることを發見し、教會の教權はバイブルの教權と置き代へらるゝに至つた、是やがて贖罪符の賣却に對して反抗の聲を擧ぐるの根元である、看よ驚天動地の大業が如何に深く信仰上に根柢を有して居つたかを、夫故彼が事業は遂に又アルトブルク城に於てバイブルを獨逸の國語に翻譯して、此新たなる生命を當時の社會に普及するとを以て大成されたのである、他山の石以て我玉を磨くに足ると思ふて之を例として擧げた次第である、吾人は平素親炙拜讀しつゝある佛敎經典の中に靈活なる救濟の光明が溢れつゝあるにも拘はらず、未だ社會に光被せられざるは大に残念に感ずる次第である。

古より一宗開闢の祖師と稱せらるゝ人は、皆是れ經文の上に新らしき生命を認めたる人である、親鸞上人は大無量壽經に於て救濟を發見し、日蓮上人は法華經に於て妙力を感得した人である、是れ皆内心の實感に於て經文より偉大なる佛陀の力を享けたる次第である、結局迄言ひ込めば經文夫自身か、生きたる人格として現はれたものと稱すべきである、法然聖人の如きは最も著しき一例にして、捨遺古德傳に左の如く示されてある。

聖人づみから淨土門に入る濫觴をかたりてのたまはく、わ

れむかし出離の道にわつらひて、寢食やすからず、多年心
 勞ののち、往生要集を披覽するに序にはく、それ往生極
 樂の教行は濁世末代の目足なり、道俗貴賤たれか歸せざら
 んものぞ、たゞし顯密の教法その文ひとつにあらざり、事理
 の業因その行これほし、利智精進の人はいまだかたしと
 せず、予がごとき頑魯のものにあへてせんや、このゆへ
 に念佛の一門によりて、いさゝか經論の要文をあつむ、こ
 れをひらき、これを修するにさとりやすく、行しやすしと
 云云、序は畧して一部の奥旨をのみ、まさしく念佛の一門
 によると云云(中畧)このゆへに、予往生要集を先達として
 淨土門に在るなりと云云、そののち、黒谷の報恩藏にいり
 て、一切經披覽(五遍と云云)のとき、光明寺の觀經義をみ
 たまふに、極樂國土を高妙の報土とさだめて、往生の機分
 を垢障の凡夫と判ぜられたる義理をみるに、奇異のおもひ
 やうやくうごき、別してまた、かの疏を三遍披覽したまふ
 に、第二遍にいたるまでは、いまだその宗義をえず、これ
 すなはち本宗の執心をさしはさみて、聖道の教相になつむ
 がゆへなり、第三遍にいたりて、つづさに本宗の執情をす
 てい、一心詳履のとき、ふかく淨土の宗義を得たり。
 聖人が寢食を忘れて熱心に道を求められた精神と、血を吐
 かんばかりの多年の心苦とは、遂に一篇の往生要集の上に光
 明を發見されたのである、師匠の微空を初めとして、當時の

人々が觀佛を主として書けるものなりと、考へられつゝあつた
 往生要集は、適切なる安心を求めつゝあつた聖人の眼中に
 は、念佛の一門なる文字は微濁を醫する甘露の一滴であつた
 のである、殊に汗牛充棟の一切藏經の中より、觀經義を發見
 せられたること、山を穿ちて瓦礫土沙の間に一塊の金鑽を發
 見されたるが如くである而して此鑽石を内心熱中したる燃ゆ
 るが如き求道心を以て陶冶精練して、此に純粹なる淨土宗義
 の金塊を見出し來りたる次第である、後年聖人が其弟子に對
 して法を説くに當りて往生要集を繙き音吐朗々として前記の
 序文を讀まれたる時、一種言ふべからざる森嚴の氣に襲はれ
 て、滿座肅然として容を改め、其席に待せし關白兼實は身を
 地に投じて感泣せられたと傳ふることである、實に聖人の信
 仰より迸り出づる聲を以て其信仰の淵源たる文字を朗讀せら
 れたることなれば如何に神聖靈活の感と與へたかは、千古想
 像するだに其德風を仰ぐ次第である。

嗚呼是れ皆古聖賢が、活ける讀書によりて、清新なる信仰
 を見出したる實驗である、吾人も亦經文を心讀して、無限の
 光明、永久の生命、絶大の勢力を感得すべきである、事荒唐
 に類したるを以て棄つる勿れ、心を潜めて之を冥想すれば靈
 界に對して如何に自己の小なるかを反省せむ、言平易に似た
 るを以て之を輕んずる勿れ手を下して之を實行すれば、佛陀
 の教訓が如何に人生の秘奥を盡せるかを悟らむ。

英國人に支那に於ける英米宣教師と聯合して擴學會(Society for Propaga-
 tion of Christian Knowledge)を以て發起し、宗教思想と新智識とを
 調合して支那人の頭腦に注ぎこめて居る。(想)

清國啓發の一法

(書肆に勧告す)

本 多 高 陽

世界は黃白兩人種の持場なり、活動場なり、遠き遠き幾万
 年の將來はいざ知らず、先當分は此兩人種の施設經營に待た
 ざるべからず、而して白人は多く所謂西洋に屬し、黃人は東
 洋に屬す、此黃人の國する東洋は、其開化の淵源遠く古きに
 も拘らず、目下の處は、其文明に於て、其金力に於て一着を
 白人社會に輸するの實あり、余が友人に或る英人と最も親密
 に交際する一紳士あり、曾て其英人と打明けて、談笑雜話せ
 る間に彼英人は、コト言へば甚だ失禮の様なれども、御世辭
 や御上手を措いて、眞實公平に成て考へて見ても、日本は近
 來進歩したには違ひないが、ドーモ黃色人種は白色人種より
 は、一等劣等人種とより外思へない、私ばかりでは無く白人
 の間には、此考は一般に持て居る」と語りし由、是甚遺憾の
 申狀ながら、一般白人の胸中を有体に白狀せば、必ず斯く
 の如くなるべし、余輩黃色人種たる者、豈一層の奮勵を要す
 べからずや、而して幸か不幸か、東洋諸國は現今其開化の程
 度稍後れを取り居る爲に、却て活動の舞臺は、今後は西洋よ

りも寧ろ東洋に多ければ、吾人が仕事に便利を得るは事實な
 り、余輩は偏狹なる主義を持して、他人種を排斥し、若くは
 外資輸入を嫌惡するとか、外人の企業を否拒する等の説を贊
 成する者にあらずと雖も、東洋の事は上述の如き便利を有す
 る以上は、可成東洋人にて、遂功し度く思ふなり、而して之
 れ寧ろ東洋の先覺者我國人の責務たるを信するなり、清韓兩
 國の誘掖啓發の事業の如きは、我國人が最注意し、最盡力す
 べき天職を負担し居るを忘るべからざるなり、去れど我國内
 の事業すら、外資に頼り、外人の企業を歓迎せざるべからざ
 る位置程度にある邦人の分際としては、資本を投ち、勞力を
 惜まずして、假令隣邦とは言へ、假令我國と利益上將た國權
 上層齒輔車の關係ありとは言へ、力を盡す能はざるは明白の
 道理なり、即直言せば、邦人にして清韓啓發の爲に盡す以上
 は、邦人自らも亦夫に酬ゆる利益を收むる事業にあらずん
 ば、切りに手を出すべからざるなり、かの一部人士が、彼國
 に於て鐵道敷設を企て、又鑛山開掘を目論む如きは、此自利
 々他兼收を目的とせるにて、頗る快舉と言ふべきなり。
 頃日教育社會に大恐慌を惹起し、知名の教育家及書肆等が
 續々縲紲の耻辱を受くるを見て、余は一種の感想を起せり、
 固より教育家の墮落救濟策、教科書出版の方法等も、案ぜざ
 るにあらざれども、こは世間に已に論ぜられつゝあることに
 して、文部省の如きも其善後策に苦心經營の最中なれば、今

は暫く人の未だあまり注目せざる書肆に向て、一策を献せんとするなり、そは別事にあらず、清韓就中清國に向て、教科書を提供せんことなり、罪を犯せる書肆が其咎を受くるは自業自得なりと言ふ勿れ、又かの二三書肆が盛衰興亡は顧慮するに足らずと冷眼視する勿れ、彼書肆なる事業も立派なる實業にして、今日迄全國の教育機關に向て貢獻したる功績は無視すべからず、假令其功罪は措いて論ぜざるも、全國の子弟に向て教科書を提供したる點より、經濟眼を以て見るも、亦一の研究に値する問題と言はざるべからず、教科書出版は、國定教科書として政府の專賣に歸すべき歟、將た自由出版を許すべき歟、未だ確定を見ずと雖も、從來の制度は廢更せらるゝや疑無かるべし、從て從來の教科書肆は大に打撃を受くるや是又疑無かるべし、是に於てか余輩は彼等の清國に着眼せんことを勸告せざるべからず、北清戰役以來清人も醒覺する所ありて、大に教育に注目し、張總督の如きは、多數の學生を我國に留學せしむるあり、袁總督の如きも亦我より教育顧問を聘するあり、北京政府も亦或は吳總教習をして、我國の教育の實況を視察せしむるあり、或は教育家を聘して、大學以下の諸學校を新設せんとするあり、從て我國の政治家教育家なども彼國に遊歴視察する者の數を増せり、斯くの如く彼此兩國間に教育上の聯絡着きたりと雖も、最も利にさとき商人が之を利用するを聞かざるは、密に怪訝に堪へざりし處

を其智識に富む歐米人の所爲に待たんか、これ亦文字文章を異にし、甚だ困難なるを覺ゆ、唯我國は同文の便利あり、亦理科學の智識にも富む、風俗も相近く、總ての點に於て利便多し、而して今や其間に一道の聯絡は開けたるなり、學者も追々彼國に向て注目する者を生ぜり、書肆も此機會に於て、彼國に販路を求めんことを計畫すべきなり、之れ或は轉禍爲福の事業ならんか、若し果して此事業にして、成功せんか、獨り書肆の幸たるのみならず、日清兩國の福利なり、之を人生の福利を増進するものと稱するも、亦甚しき妄言にあらざらんか、

社 會

活氣なき選舉

選舉期日は眼前に迫りぬ、僅に新聞紙の一隅に於て多少の論議するを見るのみ、論議と云はんよりは寧ろ報道に過ぎざる也、而も世人の之に對する極めて冷々淡々として對岸の火災を以て迎ふるもの、如し、何ぞそれ活氣なきや、熱情の乏さや、抑々國民の元氣餒々たりと云はん乎。

活氣なき選舉今回のそれより甚しきはなし、所謂運動屋の東奔西走を以て、活氣旺盛なりとなすは是れ誤れり、候補者

なり、而して彼國の人口の多衆なる、一書と雖も好評を博するに至らば、其利潤や、決して我國に於て專賣權を得たる如きにあらざるべし、岡本盛輔氏の萬國史(萬國通鑒と呼びし?)の如き其賣高の大なる非常のものなりといふ、岡本氏は常にあの本が私に版權所有して、假令一部で一錢つゞても印税を取るなら、こんな貧乏して居なくとも宜しいにと、愚痴をこぼし居らるゝは事實なり、固より勝手も知れざる事業に手を出すこと故、困難と危險はあるに相違なく、彼國の如き法律不完全の處に於ては到底安全に版權を持して、獨占的に事業を營むことは出来ざるに相違なければども、一は政府の助勢を得、一は我より彼國に赴ける教育家に依頼し、又彼國の官人間にも運動すべく、種々の手段もあるべし、運動と言ふも、我内地とは法律も異なり、又徳義も標準を異にすれば、却て安全に驥足を伸し得る點も無きにあらず、斯くの如くして、盛に彼國に普通學の智識輸入の道を啓くべきなり、彼國の如きは教育は後れたりと言ふと雖も、決して無學不術といふにあらず、缺乏する所は、形而上の學問にあれば、此智識を注入するは、彼國民啓發の大眼目なり、而して此智識を注入する設備としては、學堂も器械も人物も必要なれども、之を説述したる書籍は亦必須の要具なり、而して此書物を著述せんことは、其智識に乏しき彼國人士には、不適當なり、多少は其任に當る人もあるべけれど、缺乏は免れざるなり、之

自ら出馬して選舉人の前に叩頭百拜するを以て活氣旺盛なりとなすも、是れ亦誤なり。如斯は政界の腐敗をして益々腐敗に陥らしむる病源なり、活氣豈如斯なるものならむや。憲政の美を完うするは代議士の責任なり、國家は純良なる代議士を望む、蓋し今日より急なるはなし、選舉は國家の選舉なり、一人の選舉にあらず、選舉は公平を貴ぶ、情實請托の竄入を容さるる也。選舉民は毅然として守る所なるべからず、選舉民の眼に映ずるものは唯一の國家あるのみ、眼中また區々たる政黨を見ざるなり、況や一人をや、況や叩頭百拜腰を折るの人をや。如斯識見と抱負と氣力とありて、はじめ良議士を選出するを得べけん、而して逐鹿場裡に立たんとするもの亦正々堂々政見を發表し、實力を以て争はざるべからず、今後の競争は實力競争にあり、然らざれば遂に情實、煽誘、糊塗の惡弊絶ゆる期なかるべし。吾人は選舉の語を聞く毎に飽魚の市に入るよりも其惡臭に堪へざるを覺ゆ之あるが爲めに政界は沈滞し腐敗し、國民は正義の光りを失ひ氣力漸く餒ゆるに至らんとす、噫活氣なき選舉は實に國家の不幸なり、憲政の不幸なり、抑々國民は選舉の重大なるを自覺せざるか、吾人は當局者の干渉と否とは毫も關する所にあらず、た、國民の元氣如何を憂ふるのみ、敢て一言す。

勤儉貯蓄の聲

頃者勤儉貯蓄の聲甚た高し。曰く、日本人は貯蓄の思想に乏しき國民なり、日本人の貯蓄は一人に配當すれば、僅に一圓五十錢に過ぎず、之を歐洲諸國の百圓餘に比すれば天地雲泥の差あり、國民は切瑳して勤儉の念を起し、貯蓄の志を養はざるべからずと、而して其方法を説くものは曰く、先づ手近よりはじめざるべからず、摺繰り、足繰り、煙草繰り、酒繰り等其最なるものなりと、其説く所頗る微細にして國民の腦裡に印象を留めたるや明なり、勤儉や、貯蓄や決して不可なるにあらず、而れども日本今日の現狀より觀察を下さんか、如何にして勤儉貯蓄の道を拓かんとするか、換言すれば其財源を發見するにあり、日本の富を假りに一人にて之を私有とするも、百十六億圓に超へざるは統計上の明示する所なり、如斯日本の富には限りあり、然るを摺繰り、酒繰り位にては世界の富有者と肩を比する迄は、千萬年の後に期せざるからず、吾人と雖も敢て勤儉貯蓄に反對するものにあらず、たゞ財貨の根源を求むるにあり、外資輸入可なり、機械の發明可なり、貿易の發達を企て、商業の旺盛を圖る更に可也。要は經濟界をして沈滞せしめず、躍如たる生氣を味ひ起すにあり。さなきだに元氣衰弱の國民をして、些々たる事まで貯蓄の念を起さしむるは、益々萎靡不振の境に陥らしむるもの也。吾人敢て勤儉貯蓄に反對すと云はんや、今は暫く國家の大局より打算して之を論ずるのみ。幸に誤解する勿れ。

偶 語

◎社會は腐敗の深坑に臨むこと甚しければ、益々宗教の必要を感じるなり、汚れたる社會を救済するはこれ宗教の任務なれば也。

◎收賄矯弊の策として、國定教科書と唱ふるものあり。これ人心の根底を清めずして腐敗を防かんとするもの、臭き物に蓋を掩ふか如し、何ぞ誤れの甚しき。

◎乞食あり、大道の片隅に於て憐れなる聲して往き通ふ人の袖にすがるも、之を顧みるもの百中殆ど無一、千人中僅に一人あるのみ。

◎吾人は屢々社會の冷酷に泣くもの也、敢て乞食に施せよとは云はず、今少しく人らしき行動を欲するのみ。

海外事績

◎獨逸皇帝と社會黨 先々月の頃例のクルップが死した時、皇帝がエツセンへ行幸してクルップ工場の労働者に向て一種の社會黨攻撃の演説をされた事があつた、それと同意味にて先月も亦プレスラウで労働者の十六人の代表者に向て演説をした、其要旨に曰く、卿等の階級については朕の絶えず深く注意し同情する所である、朕か外國へゆきて觀察するに獨乙

労働者は他の労働者よりも遙に尊敬されて居ることを認めて居る、卿等は卿等の胸を叩いて卿等の職務及び其身分を喜んでもよろしい、曩のウィルヘルム大帝の彼の莊嚴なる詔勅を降下してより獨乙に於ける社會的立法は追々と發達し、今日では労働者は老年の境に至るまで、安康にして且つ良好なる生存條件を社會的立法によりて作られて居る、社會的立法か已に一般に労働者階級の福利の爲めに高き程度に於て發達して居ることに付ては獨乙國は全世界中唯一の國である、朕は前代の帝王から段々と卿等の爲めになしたる注意に基いて、卿等に一言の訓誡を與へる權利があると信じて居る、卿等及卿等の同胞は久しき間社會黨の煽動者によりて、卿等が此社會黨に屬せざる時は、卿等は毫も卿等の權利ある利益を收むることなく、卿等の地位を改善する道がないとの迷想を抱かしめられて居つた、此事たるや、眞赤の偽りて甚しき誤である、此煽動者は決して卿等を公平に代表するものでなく、却て卿等をば雇主に對し諸他の階級に對し、君主に對し教會に對して教唆するのである、而して同時に卿等の財産をば根底から奪ひ強迫し屈伏せしむるのである、そして彼等の勢力を増さんとして居る、此勢力をば卿等の福利を増進するに用ゐるのでない、社會の階級の間に憎惡をまき散すもので、其結果一として美いものではない、卿等は彼等と手を携へて彼等の指導に従ふてはならぬ、卿等は宜しく卿等の親任を有する所

の質料なる仲間同志を議會に選出せねばならぬ、此等は卿等の希望及利益を圖るに相違ない、吾等も喜んで彼等を社會黨員として、はななく獨逸労働者の代表者として迎へるであらふ。

如斯代表者ならば其數多くとも、吾等は國民及國家の安寧の爲め協力して働いてあらふ、斯くして卿等の將來に付ては注意するべからず、如斯代表者は忠君の念に厚く法律、國家及び國民を尊敬し「神を畏れよ、同胞を愛せよ、帝王を敬せよ」とある聖書の言葉に従て前に云ひし處の法律國家及び國民を尊敬するものたるや疑はない、吾々は安心して彼等と事を共にすることか出来るであらふ。云々

右の演説に對して新聞雜誌の批評を左にかゝけて見やう。

▲先づ社會黨の機關たる「進歩」は吾人は労働者か社會黨に屬しない時は毫も世間から注目されず、其正當の利益を聽取されない事を主張するものである、吾々は吾等の名譽に對して眞赤の偽りてなく、却て皇帝の演説は誤りであることを證明することか出来る、最近四十年の歴史は此證明を與へて居る、労働者は他の階級より奪ひ得たる、凡ての物は單に社會黨の御陰であることは明である、國家の労働者保險法の如きも、亦社會黨の勢力より出でたるものである、皇帝は所謂社會的運動を多少買ひかぶる氣味か見える、吾人は不幸にして未だ皇帝が現に存在して居ると信じて居る所の社會改良、即

ち労働者か老境に至るまで安康にして好良なる生存か出来る改良を見ることが出来るのである、吾人は未だ安康なる労働者に安康なる生存を興ふる法律を知らない、况や好良なる生存に於てをや、労働の権利は未だ國家の承認する所とはならない、労働欠乏の現象は皇帝か社會改良に付て誤謬の觀察を下して居ることを證明してあまりがある、今日まで獨逸の社會政策がなす遂げたものは、僅に疾病、創傷、老衰に對する保険に過ぎない、而して疾病に對して保険を受けつゝある労働者は半分にて、一日一マルク拂はるゝに過ぎない、老衰保険の年給は平均百五十マルク以下に止り、創傷保険も亦同じ事である、そして一方を顧ると労働者階級に不利益なる法律規則は枚擧に遑ない、果して然らば労働者か社會黨の行動及び要求を以て偽りでないとして吾人に賛成するは、當然ではないかと云ふて居る。次に、

▲加特力黨の機關の「ゲルマニヤ」と云ふ新聞は、皇帝が労働者保護法及び労働者保険法とを指示して獨逸皇帝は労働者の爲めに大に同情を表し、社會黨に對して鋭き批評を下したは、多少の感覺を労働者に與へたことである、但し労働者は此等の法律は社會黨の主動者か反對者たるものであることを忘れてはならぬと云ふて居る。

▲また、獨逸日々新聞は、労働者か自ら社會黨に打勝つと云ふことは前に結構であるが、而し惜しい事は空望に屬する事

である、社會黨の害毒は己に深く入り込んで、労働者より遠けることは不可能で又之を防ぐことも困難である、思ふに社會黨の水源を涸らすには、中等社會の維持を圖るに如くはない、社會黨の滔々たる濁波に對するには、農夫百姓を措いて外にない、中等社會は滅亡すれば社會黨は此に全勝を占める結果になると云ふて居る。

▲「國民新聞」は社會黨員ならざる労働者を、議會に選出せよと云ふ皇帝の希望を達することは困難である、帝國議會の議員には歳費がない、而るに労働者か伯林に來て開會中何事も爲し得る事かないから、此點より皇帝の考は無益であると云ふて居る。

▲加特力主義の「バイエルン」新聞は、批評して、皇帝の演説は不相變銳い、而し必ずしも不當ではない、吾人は皇帝自身黨争渦中に投ずるは、主義上如何はしきものと考へる、皇帝がかゝる演説したとて別段善き事の出来るとも思へない、現に社會黨員に屬する労働者は、悔悟して其黨を脱するものは一人もなからぬ。

▲「社會」と云ふ雑誌は現皇帝は今より丁度十三年前に、労働者の利益を圖ると云ふ詔勅を出して、社會改良の問題を定め九事があるか、其詔勅の中にある二三は實行されたか、今日では獨逸労働者の多数は安康にして好良なる生存を有するものではない、今日社會黨の旗に集る幾百萬のものをして、再

雜 談

平安なる生活

百目木 智 礎

ひ國家の地盤に立たしめるは、老帝及現皇帝の彼詔勅の旨に従て、社會改良の實行を圖るに仕方ない。

▲ウニルテンベルヒの或新聞は、労働者階級の代表者は労働者自身であるべく、常業として居る煽動者であつてならぬと云ふ皇帝の言葉は、社會黨に對しては非常に穿つた事である今日労働者は社會黨の集會を充して居る、凡て社會黨の組合に會費を收め、又黨の會計を維持し凡ての集金には盡力し、黨の新聞を買ふ等の事が國家か課する所の税よりも其以上に入費がかゝつて居る、國會に於ける地位は労働者自身が占めずして、煽動者か占めて居る、議會を一瞥すれば瞭然である、皇帝か労働者に望まれたることは、一朝一夕にて出来ない事は何人も知つて居る、而し皇帝の演説は將來長く火柱となつて、労働者の取るべき道を照すてあらふと思はるゝ云々。

▲何れも賛否區々たるもので、皇帝の演説か常に輿論の沸騰を起すことは概ね如此である、以て皇帝の如何に英邁の君主であることは明らかである。

紛糾錯雜せる人生問題を捉へ來て、之を一生活問題の圈内に入れ込むとするのは、頗る無理な事であると思はる、單に生活問題を提げて糸のもづれたる、この複雑なる人生問題をわけもなく解決し去らうとするは、到底一知半解の徒たるを免れない。若し人生問題か直に生活問題によりて截然として分解し得らるゝものとするれば、古今東西の多くの人か左程腦漿を絞るまでもない筈である。吾人と雖も、もとより人生の一半は生活問題より起り來ることについては敢て拒むものではない、寧ろ生活問題によつて多くの人か刺劇を受け、苦悶に沈みつゝあることを認むるものである。けれども生活問題が即ち人生問題なりとして、之と同一の如く見做すことは出来ないものである、吾々はバシと水とによつて生活し以て満足し、以て慰安を得るものであるならば、牛馬と少しも異なる所はなく、全く無意義の生活と云はねばならぬ、如斯は吾人の特長たる靈性をどうして發揮するを得るであらふか、吾々か衷心竊に懊惱し絶えず苛責の思ひあるは、決して生活問題に

禪僧聖空、四藏、白馬、臥經、又再來、阿彌陀、池三宿住、金剛寶土、四年、同異書、多牛、出三、藏法海、應今起、大雷、更向泥巴、求古本、神山、宗教見新聞、日本、慧海、禪師、求經、四藏、過于、金剛寶土、附之、支那、康、有、爲

限るわけではない、然し生活問題に限るとせば、金殿玉樓の中にありて悠々高臥する人は、實際何の不足を感じざるべきに憂心忡々として、彼の月影洩る破屋に住む人よりも、却て額に不安の色を現はすは何の爲めであらふ、他に必ず何物かを攫取し、不動の境に安住したいと云ふ念か時々刻々生滅して息まぬからである。

つく／＼考へて見れば人生問題こそ最も困難であつて最も興味深いものはなからふ、誰しも一度は人生の行路を辿らねばならぬ、平坦なる大道あり、羊腸たる峻坂も過ぎゆかねらふ、必らずしも順風に帆を擧げつゝ、航路を進むとも限らぬ、一陣の狂風荒み來りて見る／＼帆折れ、搦挫け、逆まく怒濤の間に船体を葬り去るかも知れぬ。寧ろ人は順境に居ること少なくして、逆境に瀕する場合多しと云はねばならぬ。人として恐くは行路難を歌はぬものはなからふ、身の行衛を慨けくもの、不幸を悲むもの、人情の反覆をかこつ等のことは有りかちの事て敢て珍しくはない、むかしは突然として自己の存在を疑ひし哲人の如く、宇宙の悠久に對し若くは一草一木に對して疑心の起るは勿論、吾々か手を擧げ、足を動かす所の微細の點に至るまで、無邊際に懷疑の念は存在するのである、哲學は懷疑を以て基礎とするかは知らねども、たとへば哲學を學ばざるものと雖、其思想に高尚と卑近の差別はあ

らふか、人生問題に就ては何物か焦心苦慮せぬものはなからふ。

考ふれば考ふる程漂々乎として定らぬものは吾々の運命である、曇るかと思へば乍らにして大空晴れ渡り、晴れかと思へば一天乍ら墨を流したらん如くかさ曇りて遂に雨となり、氣壓の高低絶へて定るとはなし。吾々も之れと同じく或時は怒り、或時は悲み、若くは笑顔を作るといふ工合に、心の氣壓は高く低く、そうして一定することはない、吾々は常に賢者振るけれども、寸前暗黒て何物をも分明に見定むることは出来ない、一分否な一秒時の後たりとも、山なす怒濤澎湃として脚下に推し寄せ來り、危機一髪眼前に迫ることも知らぬいともあはれなる身の境遇である、或は坦々たる大道であると思ひ、固く安心して地を踏みつゝ、歩むその中にも、突然として深谿に陥るかも知れぬ。さきからさきへと考へて見ると、どうも遑然として不安の念か起らざるを得ない。殊に昨の榮華は忽ち化して一場の夢となることは世の習ひである、歴史ありて由來、榮ゆるもの永久に榮ゆしことをさかず、榮枯盛衰は年と共に遷りゆき、百歳曾て百歳の人なく、富めるもの亦なく其富に誇ることの試めしをさかない、觀じ來れば世は電光の如く夢幻のやうである、いかに人生の頼み少なきかを思へば、轉た寒心に堪へぬ事である。

むかしの人の云ひし如く、吾人は畢に生涯悲みなき能はず

と、然り吾々は此の世に生れたるは全く悲まんか爲めに出で來たやうに思はる、樂しき生涯はいつ吾々の前に現は來るであらふ、日光は隈なく照らせども、吾のみは日蔭ものゝ如く感ぜられ、涙の泉は滾々として盡さる時はなし。五十年の短生涯もとより知らぬではない、笑ふて暮すも五十年、泣いてあかすも五十年、一層樂しく愉快に一生を終らふてはないかと、時々こんな考か起らぬではない、而し五十年の短生涯と思へばこそ、此人生に取りては苦しい中にも如何にも趣味深く感ぜらるゝのである、何故に人間はか程迄苦しみ悶へ、そうして平安なる生活は出來ぬであらふか。

吾は天地の悠久なるに比すれば、渺たる滄海の一粟である、畢竟有限の生を以て無限の慾望を充たさん爲め、平安なる生活は得られぬである。福を得て蜀を望むは是れ人情である、判任官の人は奏任官を望み、望み充つると共に再び勅任官を望み、遂に親任官を望むに至るは何人も當然に要求し來る事て、昔より富めるものほど貧しきはなしと云ふが如く、慾望の念は無限に連續するものである、財産を得たとて決してそれで満足するものではない、更に名譽を望み人爵を貴ぶの考へを起すやうになる、爲めに心配もせねばならぬ、煩悶もせねばならぬ、而も望みは必ず充ざるゝとは限られぬ、望みの叶はぬ時は落膽は勿論の事、人を怨み世をはかなむに至るのである、何れにしても望の達すると否とに拘らず人は煩悶

の動物であると云ふ方が適當であらふ。人は常に少欲知足に甘ずる覺悟は必要である、更に進んで自己の位置を顧みること必要である。帝王貴いかも知れぬ、然し抱關擊柝の業務強ち卑しきといふことも出來ぬ、安じて其業務に居れば始めて平安なる生活の天地は開かるゝである、名利の暴風は如何に荒むとも泰然として樂境に逍遙することか出來るであらふ。

財産や名利の慾望を抑制するには、以上の如くにて満足が出來るであらふ。たとへば財産や名譽の慾望起らぬとしても、心靈界の風波は到底満足することは出來ない、即ち精神的に平安なる生活を續くることは難いのである。何物かを攫みて心の柱とし、望みの綱として安じて運命を托せねば不安の念はやまぬである、若し運命の風波は一上一下高く低く吾等を翻弄し動搖を興へる時、航路は唯一であると信じて、泰然として進行するは悟道の人にあらずれば出來ぬ事である、吾等はたゞ運命の風波逆捲けは逆まく程、瞑目一番羅針盤の指示する所に従ふより外はないと心を落ち付ねばならぬ、然らざれば自己かまく丈それ丈自己の運命を危くするものである、余か現在の立脚地より云へば唯一救済たるの羅針盤は、たゞ無限の力を有する佛陀より外に便るべきものはない、余か心靈界の風波は温かさ佛陀の慈悲によつて靜穩となり、此にはしめて樂しき生活を續け得ることである、かくして長い

〇〇間〇〇苦〇〇しい〇〇と思〇〇ふ〇〇た〇〇生〇〇活〇〇も〇〇、何〇〇と〇〇なく〇〇餘〇〇裕〇〇が〇〇生〇〇じ〇〇來〇〇た〇〇や〇〇ら〇〇にも〇〇思〇〇は〇〇れ〇〇安〇〇心〇〇の〇〇境〇〇に〇〇住〇〇し〇〇た〇〇氣〇〇持〇〇て〇〇あ〇〇る〇〇、蟻〇〇の〇〇如〇〇く〇〇東〇〇に〇〇奔〇〇り〇〇西〇〇に〇〇走〇〇る〇〇人〇〇こ〇〇と〇〇、ま〇〇こ〇〇と〇〇に〇〇あ〇〇は〇〇れ〇〇な〇〇る〇〇も〇〇の〇〇て〇〇あ〇〇る〇〇。

貧民窟の冬の夜

鐵 鵬 生

●僕がこの程、夜更けて或る處から歸つて來た、車にも乗らずに外套の頭巾に顔をかくし、靴音コッ／＼とやつて來たのである、突然僕の顔を横ぎつて五六の人が足袋蹴足で駈け出した、ハテ不思議なと、ひそかに人の駈け出した家を覗ふに、内は上を下への大混雑である、喧嘩でもしたのかと見るにそらてはない、泥棒でも這入たのかといふにそうでもない、これは何かいわくがありそうなことだと、忽ち好奇心に驅られて、寒さも厭はず、物側に身を潜めて家内の様子をききあめた、案外にもこの一刹那の大騒ぎが、何も知らぬ僕に大關係があるのだ、驚いた僕の爲めに、彼等の驚かされたことは非常であつた、それは僕を査公と思ひ違へたのである、大胡座、大車座で、丁半の勝負に眼眈を赤く染めて居る最中、外套目深に仔細らしい靴音コッ／＼、彼等のために査公と誤らるゝも無理はない。

●ぜんぜんやどと振り假名をせる無料宿泊所の前を通つた、

●石屋の石置場に大軒がさこねる、いくら卯の歳だといつて、まさか兎が臼をついて居るのでもあるまい、近いて見れば蓬髮垢面の四十前後の乞食である、二間もある大石の上に、大膽にも大の字に成て前後不覺に華胥の國を彷徨ふて居る、氷は道端の水溜りに張りつめて居る、寒月はさら／＼と利ぎ澄ました刃のやうである、時々ビュー／＼と吹て來る風は耳や鼻をそいでゆく様である、小犬さへ三四匹かたまつて軒下近くにうづくまつて居る、寒むい／＼この夜空に、冷えしき大石の上にむさい短かい衣服からは、兩腕兩脛を露はして平然として大軒をかくとは、實によい膽力ではないか、否、否、彼れは晝間のもらひ溜めに、今宵一合のドナ六を購ひ、その力を借りて寒さを凌いで居るのである。

●一人の女盲目が小溝に足を入れて居る、片手には杖を握り、片手には風呂敷包をもつて居る、溝の中に身投げは廿世紀の發明かしらぬが、前世紀には聞かぬ話である、慰めてこれを聞けば今宵溝の側に陣取て、昨日或る人からもらつた破れ懷爐に体を温めて居たが、そのうち、うか／＼と睡氣を催して、頻りに夜船を漕ぎ出し、大ゆれにゆれた時、遂に後しろの白川に眞つ逆様にはまつたのであると、成る程見れば顔も体も一面の溝泥である。

●御詠歌がさこねる、一人の音頭に十數人が助音して居るら

表の門を氣の毒そうに遠慮がちに叩く者がある、やがて内から人が出て來て門を開けた、上り口では直ちに對話がはじまつたらしい、僕は身をヒタと門に寄せて、この問答に耳を傾けた、要領はかういふのである、門を叩いたものは二十歳ばかりの書生で、放蕩のため親に勘當せられて、諸方をうろつきその揚句名古屋地方にいつて居たが、馴れぬ勞働のために身体を損じ、生活の道がないから國に歸ることに決心して、名古屋から僅か十錢の錢をもつたなりで、露宿をしてこゝまできたのであるが、今日萬世橋で無料宿泊所の建札を見て、せめて一夜でも家根のあるところに寝たいと思つて、アチラコチラと探してあるいて、この夜更になつたといふのである、主人らしい人は直ちに承諾して、家へ上げ夜具を引出して貸し與へる様な音が聞けた。

●或る棟割り長屋の軒下に黒いものが蠢めく、犬かと思つて口笛を吹いたが應じない、物が積んであるのかと思へば上の方が動いて居る、ソバに打寄てよく／＼見れば、犬どころか、物どころか、苟くも萬物の靈長たる人間である、この寒天に氣の毒なこと、急に憐れ氣が催して、少しばかりの錢を施して慰めてやれば、一方ならず喜んで居る、まだうら若い女の聲だが、見るに頭がスベ／＼に光つて居る、ハテナと首を傾ける時、偶々雲間を離れた陰曆廿五日の月がこゝ正面に直射した、憐むべし、彼は耳目さへくづれかゝつた癩病患者であ

し、さかにも悲哀の洗んだ調子である、見れば線香の煙りが雨戸の隙から漏れて來る、男女老幼の細語も聞こゆる、これはこの家の息子が、放蕩の揚句、世間を狭くし身体谷まりて、今日吉原の妓樓に於て、遊女の隙を覗て、硫酸往生を遂げた遺骸に向ての通夜營みである。

●一軒で雨戸を開けた、四十三四の偏強の男が、雨戸の敷居にまたがりて、表に向て小便をはじめた、すると十四五、十一二、七八ツ、五ツ六ツの小供がぞろ／＼親父のあとについて交る／＼に出勤する、大ボンブ、小ボンブ、見る／＼軒下は火事場の道路のやうになつた。

●流石は女はたしなみがある、チンペ下駄をひつかけて、ブルヘながら向側の寺の小溝に後しろ向きになる、これにも二人の小童が附屬して居る、貧乏人の子澤山とはよくいふたものだ。

●ある路次を扱けた、けむいやうな、のぼせるやうな、あまづつばいやうな、何んとも形容の出來ぬくさい臭氣がアント鼻にくる、通路一間を隔て、向ひ合ひに、十數間の九尺二間の長屋がつゞいて居るのであるから、家々の軒は手に取る様にさこねる、寝言、ウツ言、ウナサレ、齒キシリもまた漏れて來る。

●今打つたのは二時であらう、アチラの路次、コチラの小路から一様の武裝に身をかためたものが、三々五々、大聲で話

しをしながら出て来た。「この節は不景氣だなア、落し物にも
ろくなのは、ありあしない」成る程、經濟界の不振は紙屑拾
ひにまで恐慌を起すものと見ゆる。

◎犬が何處からか五六匹集つて来て、この一群の武裝者に吠
わかふる、彼は直ちに石を捨て投げつけたが、犬は中々吠え
を止めずに、何處までもと武裝者に尾をいつた。

◎すると、或る曲角に行きついた、何處から来たのか、見上
ぐるばかりの二人の大男が、頭巾に頭から顔までスツカリ包
んで、太い、堅いらしい六尺棒をもつて、ぬつくくと顯はれた、
機敏なる犬は武裝者をすて、一目散に逃げ出した、二人の大
男は六尺棒を振り翳して追ひ駆け廻わした、一匹は遂に捕へ
られて、齒を喰ひしばり、血ににじみ、腹に蹴打たせて、あ
とからのそくついで来る板垣ひの車に乗せられて運び去ら
れた。

◎僅か二十分ばかりの間にこれだけの事を見せられて、眞龍
女學校といふ看板のかゝつて居る我家の門に歸り着いた。か
ゝる境遇の中に育てられた我々の生徒等が老い先き長き一生
を、如何に過すべしやとは、この一刹那に我か胸空にかゝ
る雲であつた、あゝ貧民窟の住居は、思へばつらいものであ
る、しかしこちらが貧民窟に住する資格が備つて居るのだけ
ら止むを得ない。

▲近角氏の「マルチン、ルーテルの遺跡を訪ふ」の稿稿は紙面の都合により次
頁に譲る。

「カルカッタ」府より

左の一篇は井上博士より安藤君に宛寄せられたる通信なり、同君に請ふて之
を左に記す、記者識

拜啓其後御清勝奉賀候、拙者海上無事去る十四日印度「カ
ルカッタ」に安着致し候間御安心可被下候、「カルカッタ」に
て入藏の目的を達して歸りし河口慧海君に面會致し、西藏の
内情委く聞及候、同君は哲學館出身にして而も貴君の舊友な
れば、同君の入藏一條は日本新聞其他の雜誌にて廣く御紹介
可被下候。

同氏入藏の事は先年一二の雜誌に拜見候へ共西藏より脱出
せる後の事は拜見不申候、西藏にては他邦人の入り來るとき
には悉く斬殺し、其人を止宿せしめ又は懲意にしたるものも
悉く重罪に處する國法ある趣にて、河口氏も最初は喇嘛僧と
して信ぜられしも、後には日本人たるを發覺し即夜人の勸告
により、「ラサ」府を脱し五重の關門を忍び出て晝夜兼行、本
年八月印度國境「ダーテイリン」府に歸着せり、其後西藏の方
にては一大事件相起り、河口氏に止宿せしめし同國の大藏大
臣を始め同氏と親密に交際せし人々悉く入牢を命ぜられ、氏
が在勤せし大學校まで閉鎖を申渡され、此上は國法に照して
多數の人々死罪に處せらるゝに相違なしとの通信「ダーテイ
リン」に達したるより、氏は是非共是等の人を救助致度とて
他に方便なく、「ネパール」國は佛教上西藏國と同盟せるによ
り、「ネパール」國王に説きて、國王より西藏の喇嘛法王に入
牢者を免罪する様に依頼するより外に良策無之、其相談に氏

は「カルカッタ」まで出張し居れり、氏は「カルカッタ」にて大
宮孝潤氏の宅に同居したりし故、拙者も「カルカッタ」着（十
四日）早々大宮氏を相尋候處、圖らずも河口氏に面會し、兩
氏共に哲學館出身なれば、毎夕大宮氏の宅にて哲學館同窓會
を開き居れり。

喜麻拉亞の雪はいかほど深くとも
埋めかねたる君が赤心

同氏は西藏より歸りて以來非常に評判高く相成、印度の新聞
にも度々氏を紹介し、殊に西藏の方に入牢の事件起りしより
一層氏の評判を高め候、西藏人の印度地方に居るものは氏を
日本喇嘛と稱し居れり、氏は「ネパール」國王に依頼せし爲め
に近日「ネパール」國に旅行致管に候、拙者か印度見物に來り
し故昨日氏は拙者に伴て「カルカッタ」を出發し「ダーテイリン」
に來り候、「ダーテイリン」には西藏人多く住居し西藏の寺も僧
侶も有之氏の來るを見て日本喇嘛と呼び合掌出舌の禮を行へ
り、西藏にては最敬禮の時には必ず舌を出す云ふ、「ダーデ
リン」に着するや氏の知人（西藏人）の宅に宿泊し、當地の寺
院（西藏寺）に使を遣はされ今日は日本の「チーチャー」（河口
氏か余を指して云ふなり）か來れりと告げたれば、住職徒弟
を率ひ膳に山の如く菓子を積み重ね、日本喇嘛の先生に呈せ
んとて拙者を尋ね來り余か前に合掌して立てり、余か西藏僧
侶より進物を得たるは河口氏の御蔭なり、今夕は西藏調理に
て食事せり、河口氏は西藏の風俗民情を餘程委く取調、就中
多夫妻の風習などに就きては餘程面白き話を聞けり、經論は

日本に傳らざるもの數駁持ち歸れり、三月中旬に日本に歸る様
に申居れり、歸朝前に同君の紹介を願ひ度候、拙者は印度に
着して忽ち所感を詠じて曰く、

來てみれば恒河の水はにこりてそ

きよき佛の月はやとらす

右の句にて印度の實況御察し可被下候、今日は「ダーテイリン」
にて喜麻拉亞の最高峰「エベレット」山を望まんとせしに、白
雲深く鎖して見るを得ず、因て明日を期しながら余は戯れて

「エベレット」印度貴女のまねをして
白き衣で姿かくすな

昨日「カルカッタ」にて印度貴女の乗車を見るに、途中は箱の
中に入れ轎の如くかつぎ來り汽車に乗り込む時には周圍に白
き幕を張り車中にも白き幕を繞らし毫も他人に見ることを得
せしめず、故にかくはよめるなり、

右は出鱈目に候間御笑可被下候

明日は「エベレット」を見物し、且つ當地滞在の康南海先生に
面會する約束なり、兩三日中に「プタガヤ」へ向け出發すべ
く候、早々

十二月十九日

カルッタより

井上 圓了

十二月十四日印度「カルカッタ」府に着して

今宵より恒河の水に棹さして

獨りなかもん雪山の月

日の國の月にかわらぬ月なれど

殊にさやけく見ゆる月かな

喜麻拉亞の景色は如何と人間は、

天上天下唯我獨尊

喜麻拉亞最高峰エベレット(二万九千尺)を望みて

喜麻拉亞が富士山なと、笑ひけり

再航口吟

力學多年在帝都、始知碌々讀書愚、欲扶後進開文運、再上航
西萬里途、

上海偶感

城頭一望感無窮、英艦露兵西又東、大陸風雲日將急、黃龍何
歲見晴空、

途上述懷

世紀一新形勢移、男兒立志在斯時、滿清老去三韓病、東亞經
綸屬日旗、

船向臺灣海峽

火輪日夜走波間、千里猶看皇國山、支那海南望將斷、白雲宿
處是臺灣、

香港即事

海峽纜通港口開、萬船如織去還來、地宜既得又天險、真是東
洋重鎮臺、

船泊新嘉坡

船泊竺洋第一關、連橋林立幾灣々、晚雷送雨天如洗、涼月高
懸赤道山、

船入彼南港

去國西航已二旬、洋中風色日加新、今朝船入彼南港、綠葉紅
花冬似春、
印度入津
輪船百里沂江行、光景如春慰客情、風白喜麻羅亞月、花明加
爾甲多城、

講 究

女子労働者の保護

(労働者保護法の四)

池山 榮吉

●幼年労働者の保護を規定せる諸國の立法が、幼年労働者の
中に就て、稍々若き者と例へば獨逸にては十四歳未満の者)、
稍々長じたる者(例へば獨逸にては十四歳乃至十六歳若くは
十八歳未満の者)とを區別して、多少兩者に對する規定を異
にするとは、前數回に述べた所に依つて明であるが、女子勞
働者に關して特別の規定を設けて居る諸國に在ては、女子勞
働者の保護は、其の女子に特有なる關係より生ずるものを除
き、大体稍々長じたる幼年労働者の保護と同様なるを以て原
則としてあつて、其の規定は、矢張主に衛生、道徳、家庭の
三視點から割出されたものである。但しこゝにいふ所の女子
労働者に關する規定は、成長せる女子に適用されるので、幼

年者たる女子には、幼年労働者の規定を適用すべきは言ふ迄
もないとである。

一 獨 逸

▲工女(即、工場に於ける女子労働者)の労働時間は、平日は
十一時間、日曜及び祭日の前日は十時間を越ゆるを禁じて
ある。

▲晩の八時半から朝の五時半に至る間、及び日曜祭日の前日
には、午後五時半以後に於て、工女を労働せしむるを許さな
い。

▲工女の労働時間中には、少くとも一時間の午時休憩時間を
設けるとを要する。十六歳以上の工女で、家政を料理する任
にある者は、午時休憩の半時間前に、一旦帰宅する事が出來
る、但し其の休憩時間が一時間半以上であるときは此限でな
い。

▲仕事が一時非常に堆積した場合には、企業者の申立に依
り、下級行政廳は、工女の労働時間が十三時間を越えざる限
り、二週間の間、土曜日を除き、平日夜の十時迄、工女を働
かせるを許可するが出来る、但し一年内に於て、同一の企
業者に對し、通計四十日以上、其の許可を與へることを許さな
い、上級行政廳は、二週間に以上亘つて右の許可を與へると
が出来、また其の日数が通計して年内四十日以上に亘る場
合に於ても、許可するが出来るけれども、此場合に於ては

一年間の労働時間が、平均して法定の労働時間に超過しない
とを必要條件とする。

▲天災又は異變に因り、或る工場、作業が中断された場合に
は、四週間の間は高等行政廳に依り、夫れ以上の期間は帝國
宰相に依つて、工女の労働時間に關して除外例を設けるとが
出来る、尙ほ急迫の場合に於ては、下級行政廳も除外を許可
するが出来るが、其の期間は二週を超ゆるを得ない、又
或種の工場に於ける、作業の性質若くは、労働者に對する視
點から、労働時間の終始及び休憩に關して、除外例を設ける
を可とする場合には、労働時間の始終に關しては帝國宰相、
休憩に關しては高等行政廳が許可するが出来る。

▲それから又、聯邦會議は、(一)不斷の火力を使用する工場、
其他作業の性質上晝夜の労働を要する工場、併びに作業の性
質上規則正しき労働時間を定むるを得ず、若くは其の作業が
或る季節に限られたる工場に就て除外を定めるとが出来る。

併し此場合に於ては、工女の労働時間は一週間に六十五時間
(煉瓦工場に於ては七十時間)を越ゆるを許さない、徹夜
業は二十四時の中十時間を超えない様にして、且つ其の間に
は一回若くは數回の休憩(合計一時間以上なるを要す)を與へ
るを要し、晝間の労働者と夜間の労働とを毎週交代させる様
にしなければならぬ。(二)毎年常例として、一定の時期に仕
事の堆積する工業に關して、一日の労働時間十三時間、土曜

日の労働時間十時間を超へざる限度に於て、例外を定めると出来る。但し其の例外の規定の行はれる期間が、年内四十日以上に亘るときは、一年間の労働時間が平均して法定の労働時間に超過しないと要する。

▲妊婦は、分娩後四週間は全く業に就くことを禁ぜられ、其後尙二週間の間は、醫師の證明書がなければ、再び労働に従事する譯に行かない。

▲鑛山、石坑、製鹽場等に於て、女子を地下の労働に従事せしむるは之を禁じてある。又、聯邦會議は、特に健康又は道徳に對する危険の伴ふ或種の工場に於て、女子を使役することを禁じ、若くは其の使役を、一定の條件に係らしめると出来る。

▲企業者は工女を雇傭するに當り、豫め其地の警察廳に書面を以て届出で、且つ其の届書中に、工場、労働日、労働及び休憩時間、職務の種類を明記し、若し此等の條件に變更を生じたるときは、其の都度又豫め其旨を届出でなければならぬ。又工女の労働する室内の眩易き箇所に、女子労働に關する規定の摘要を掲示して置くことを要する。

二 英吉利

▲紡績工場に於て工女を労働せしむるには、朝の六時から晩の六時迄、若くは朝の七時から晩の七時迄の間に於てすべし、土曜日には遅くとも午後二時には休業せしむることを要す。

る。労働が四時間半続いた後には必ず休憩せしむるを要す、平日には少くとも二時間、土曜日には少くとも一時間半の休憩時間を與へなければならぬ、從て這種の工場に於ける女子労働者の一週間の労働時間は、五十六時間半が最高限となつて居る。

▲非紡績工場及び作事場に於て女子労働者を使役するには、朝の六時、七時、若くは八時から、晩の六時、七時、若くは八時迄の間に於てすべく、土曜日は労働時間開始の遅速に應じて、遅くとも午後二時、三時、若くは四時には休業せしむるを要する。休憩は労働が五時間續いてから後に與へてよいことになつて居て、休憩時間は一時間半を以て足れりとしてある。從て這種の工場、作事場に於ける女子労働者の一週間の労働時間は、六十時間が最高限となつて居る。

▲幼年労働者の關與するを得ざる作業に於ては、女子労働者は、朝の六時より晩の十時迄の間に於て、十二時間其の間少くとも（一時間半休憩）、土曜日には八時間（半時間休憩）労働することが出来る或種の業務（例へば季節工業）に於ては、例外として十四時間（其間少くとも二時間休憩）労働することが出来るが其繼續期間は、一週に三日以上、年内に三十日（廢敗し易き物、例へば魚、乳等を取扱ふ業務に於ては六十日）を超ゆるを許さない。又工場若くは作事場に於て労働した女子に、其の家に歸つて爲し得べき仕事を授けることを禁

じてある。
▲婦人は鑛山業に於て地下の労働に従事することが出来ない、又分娩後四週間を経過せざる内、労働に従事することが出来ない、而して特に危険なる或種の業務（例へば黄銅鑄造所、白粉製造所に於ける或種の業務）には全く婦人をして關與せしむるを禁じてある。

三 佛蘭西

▲女子労働者一日の労働時間は、十一時間を以て最高限としてある。

▲女子労働者をして、一週に六日以上労働せしめ、若くは法定の祭日に労働せしむるを禁じてある。

▲女子労働者の夜間労働（晩の九時から朝の六時に至る）は禁じてあるが、併し労働者が二組に分れて、相互に交代する仕組になつて居て、其の各組の労働時間が九時間を超えない限りは、朝の四時から晩の十時迄の間に於て労働させて差支ない。

▲以上の原則に對する除外例として、（一）或種の業務（例へば女服裁縫）に於ては、一定の時期に於て、婦人をして夜の十一時迄働かせることが出来る、但し其の期間は一年に六十日を超ゆるを得ず、また労働時間は十二時間を超ゆるを許さない、（二）或種の業務（例へば新聞摺み）に於ては、徹夜業を許してある、但し其の労働時間は二十四時の内、七時間を

以て最高限としてある。（三）或種の業務（例へば砂糖品製造魚類雜語）に於ては、一時（例へば三十日間）例外を許すことがある。（四）不斷の火力を使用する作業に於ては、常に女子労働者をして徹夜業に従事せしめ、止むを得ざる仕事をさせることが出来る。但し一週に一日は是非休まざなければならぬ、而して此の例外の規定を適用すべき作業は、命令を以て定めることになつて居る（例へば砂糖製造、ガラス製造等）。（五）一定の業務に限らず、各箇の場合に就て、必要に應じて特に一時例外を許すことがある。

▲特に不健康、若くは危険なる労働には、婦人を使役することを禁じ、若くは制限することが出来る。又、鑛山業に於ては、一切婦人をして、地下の労働に従事せしむるを禁じてある。

四 澳太利

▲工女の一日の労働時間は、十一時間を以て最高限としてある。

▲工女の夜間労働は原則として之を禁じてあるが、或種の業務（作業の性質上中斷を許さず、又は一時の需用に應ずるに必要なる場合）に就ては、例外として夜業を許すことが出来る。但し労働時間は矢張法定の限度を超ゆるを許さない。而してこの例外の適用せらるる業務は命令を以て之を定めることになつて居る。

▲特に不健康若くは危険なるが故に、婦人をして關與せしめ

近に刑法を改正した國でありますが、是等の國に於ては、凡て刑法の内から死刑を廢止致したので、猶刑法の改正を致して居らない例へば、佛蘭西の如き、英吉利の如き、若くは獨逸の如き、是等の諸國に於きましては、刑法の内には死刑を存して居りますけれども、實行する場合は極めて尠ないのであります。即ち死刑の宣告を致しても、或は特赦權を以て死一等を減じて無期懲役にすると云ふ様な風で、實際死刑を執行すると云ふ場合が殆どないと云ふても宜いのである。英吉利の如き大きな國に於きましては、一年を通じて僅かに十人あるかないかと云ふ位の有様である。白耳義の如きに於きましては、死刑は刑法に存して居ります。が此數十年間殆ど死刑を執行したことはない。のであります。是に反して我日本に於きましては、刑法には立派に死刑も存在して居り、殊に又死刑を以て論ずる犯罪の種類が極めて多いのであります。大概各國の刑法を見ますると、或は人を殺し若しくは強盜で人を殺したと云ふ様な種類の者に向つて死刑を適用して居るのであります。が日本なうては、放火したる者にも死刑を執行することになつて居る。甚しきに至つては人を殺したのでなくして、唯誰某が某を殺たと云ふ様な誣告を致しまして、其爲めに若或者が殺人罪に問はれ、死刑に處せられたる場合に於きましては、其不實の訴を爲した者は、又死刑に處せられることになつて居る。又實際死刑を執行する件數が年々百人内外に達して居る。此小さな國であつて、死刑

を執行する數が年々百人内外に達して居ると云ふのは、文明各國に其比を見ないのであります。歐羅巴の内でも、葡萄牙と云ふ様な國は三等國になつて居るので、最も開化の度の低い國であります。けれども、其葡萄牙ですらも今日では死刑は存して居らぬのである。然るに文明國を以て誇つて居る而も、君子國とも稱して居る日本に於て、年々百人内外の死刑を執行するは、文明國人が聞きませんでしたならば、定めて驚くべきであらう。又一面には國の耻辱であらうと考へる。云ふ風に、近來各國の刑法の上には、於てなり或は刑法を施行する實況に就ての傾きが、死刑を用ひないことになつて居るのであります。が此傾きを以て押して參りましたならば、早晩死刑を形の上には、於ても又實際に於ても全廢するの機會は必ず達するであらうと云ふ確信を持つて居るのであります。て日本に於て、今刑法を改正せむとして居る今日になつて、尙死刑を存して置くこととは如何にも文明國の體面にも、關し甚だ面白くないことであらうと云ふ感じを以て居るので、法典調査會に於ても、熱心に死刑廢止の事を主張致した次第であります。

此刑罰は御承知の通り色々種類があります。又刑罰の歴史に就て見ますれば、昔から用ひた刑の種類と云ふものは、實は指を以て算へることの出来ない程、澤山あります。が段々此刑罰理論が發達致して參りました。其結果最も善良なる刑罰と云ふものは、どう云ふ性質を備へて居るものでなければならぬと

云ふことを研究して見ますると、是には數個の條件があるのであります。先づ此刑罰と云ふものは、是に依て風教を害することを許さない。ので、風教を害する様なことがあつてはならぬ。のである。是が先づ第一の要件である。又第二には、刑罰と云ふものは懲戒的、苦痛を感ぜしむる性質を持つて居なければならぬ。第三には、刑罰は成るべく各個人に對して平均に其効力を有せしむるの性質を備へて居らなければならぬ。例へば甲乙丙丁色々犯罪人がある。其犯罪人に應じて凡て同一の効力を持たしむる様な性質がなくてはならぬ。甲に對しては重く、乙に對しては軽く感ずると云ふ様な不平均があつてはならぬのである。第四に、刑罰は可分の性質を有せしめなければならぬ。可分と云ふのは、分割することの出来るもの。即ち犯罪の輕重に應じて重き犯罪には重き刑罰を科し、輕き犯罪には輕き刑罰を科すると云ふ具合に、刑罰が分けること出来る性質を持つて居らねばならぬのである。第五に、刑罰は成るべく其効力を一個人に止むるの性質を有せしめなければならぬ。即ち犯罪者の個人に對した丈け効力を持つのであつて、昔の所謂九族を罰すると云ふ様なことで、一人犯罪をした爲めに、其親族まで罪に坐せしむると云ふとてあつてはならぬ。第六には、刑罰は挽回することの出来る性質を持つて居らなければならぬ。のである。即ち若し間違つて刑罰を科したと云ふ様な場合に、是を取返すこと出来る性質を持つて居らなければならぬのである。右六つ算へ挙げました

が凡そ善良なる刑罰と稱するものは、是等の性質を悉く具備して居る所の者でなければならぬ。

今日刑罰として文明各國に於て、重みに採用して居りますものは、即ち彼の自由刑であります。此自由刑と云ふものは、施行方其宜きを得ますると、凡そ此六個の性質を具有させることが出来るのであります。即ち自由刑でありますれば、若し誤判のあつた場合に於きましては、後には是を取返すことも出来るのであります。し自由刑でありますれば、分割することも出来る。或は又懲戒的、苦痛を與へることも出来る。し又個人に其効力を止めしむることも出来る。即ち自由刑と云ふものを今日各國で採用して居る所以であつて、自由刑でありますれば、充分とは行かぬけれども、先づ比較的、凡そ是等の性質を具備せしむることが出来るのであります。然るに死刑と云ふものは、果して今列擧致しました所の六個の性質を具備して居るか、と申しますると、殆ど一も其性質を具備して居らぬと云ふて宜いのである。即ち其缺點の重なる者を擧げて見ますれば、第一に死刑と云ふ者は、是を執行するの結果は、一國の風教を大に害するものと云ふ言はなければならぬ。即ち死刑は實に人情の忍ぶべからざる事を忍んでやるのであります。が故に若し屢々是を執行し、殊に從前之を執行した如くに、公に誰にでも見せて是を執行することがあつたならば、どうでありませうか。其結果は、即ち世人の殘酷なる心を惹き起し、益々人をして復讐の念慮を強から

じむるものでございませう、今日では大概の國で死刑を公けに行ふと云ふ様なことはございませぬけれども秘密に監獄に於て一定の人を限つて執行するに致しましては尙世の風教を害すことは極めて大なるものであると言はなければならぬ若し其狀況が新聞紙にても顯れてそれが家庭に於て讀まれる様なことがあつたと假定しますれば之を聴く所の子弟は果してどう云ふ感起すであらうか必らず是に依て人間が少くとも殺伐になることは免かれまいと思ふ私共實際職務上死刑を執行する場合などに立會つたことはございませうが實に斯の如き事は假令職務であつても人間の爲すべきものでないと思ふ感起すを起したのである、私の如き極く宗教心も薄弱であり又道徳にも甚だ乏しい人間でございませうが其人間ですら死刑執行の場合に臨んで忍ぶべからざる感情を起す以上は若しまるて道徳心もない或は宗教心もない奴が其所に臨んで見たならばどう云ふ感起すであらうか、必ずそれに依て殺伐の氣性を起すであらうと私は信するのであります、況んやそれが公けに行はれることがあり若くは新聞などに顯はれば社會一般に示されることがありましたならば一國の風教の上には尠からぬ影響を持つて當前のことと思ひます、又人は誰も知らぬにしても人間が人間を殺すと云ふことは風教に差支ないと云ふことは何人も言ふことは出来ないと思ひます是に就て一の話がありますが歐羅巴の基督教なども死刑の事はや

かましく言つて居つて宗教主義から死刑は決して認容することとは出来ぬ況んや宣教師などは死刑執行の場合に立會ふと云ふ様なことはどうしても神の規則に於て許さぬものであるが故に監獄の教師が刑場に立會つて或は經を讀んでやるとか引導を渡すと云ふ様なことはどうしても宗教家として拒絶しなければならぬものであると云ふ説を唱へた者があります、一時は歐羅巴などでも死刑の執行の場合に立會はしむることが困難であつて殆ど同盟的に廢めたと云ふ様なことがあつたものでございませう、併しながら既に國法に於て死刑がある以上は是に立會はぬと云ふことはないと云ふ様な議論からして色々折合が付いて今では死刑のある場合には矢張宣教師なども親切に立會つて居る其親切の度合に於きましては日本などは全く趣が違つて力を盡して居るのであります、事は少しく餘談でありますけれども御参考に一寸御話致して置きたいと思ひますが日本では此死刑の言渡を受けました者に對して無論教師が丁寧親切なる教誨を施しては居りますけれども其力を盡す度合に至りましては歐羅巴などの方が一層厚く且深いのでありますと云ふのは彼方らでは死刑の言渡を受けて居る者に對して殆んど教師は晝夜の區別なく恰もそれと同居するが如く始終死刑も受くべき所の犯罪人の居ります監獄に出入致して懇切なる教誨を施して居る殊に彌々死刑を執行されると云ふことが分りますと其前日から教師は犯罪人と監房を同ふして一夜を明かすと云ふことにな

つて居ります、さうして其監房の内て最終の教誨を施し最終の絶念を與へてやるとになつて居る、實に懇切なものであつて猶刑場に行く場合には自分が先立つて其者の手を導いて連れて行つてやると云ふ様な都合になつて居ります

日本などではナカ／＼さう云ふ運びにはならぬのであつて殊に我邦の監獄に於きましては死刑の執行と云ふことは漸く其執行する日に今執行せんとする前に當つて初めて當人に知らせると云ふ様な有様で夫迄はマア萬一に許されることがあるかも知れぬと云ふ様な極く乏しい希望を犯罪人に持たして置くこととあります、夫故に教師が教誨を施すに就きまして十分痒い所へ手が届かぬと云ふ摸様はあります、今御話した様な具合に死刑を執行する前に當つて初めて言渡すのでありますから其前夜から教師が其監房に往つて一夜一所に明かすと云ふ様なことは無論出来もしないであります、が又實際しやうと言ふても容易に此事は日本の教師が肯ずるや否やと云ふとは一の疑問であると思ふ

先頃も御承知でもありませうが條約實施の第一日に於て殺人を致しました彼の亞米利加人のミルラー、是に對して死刑を執行した時分に段々典獄などの親切なる注意に依りまして死刑執行の言渡の參つた其當日に宣教師を呼び寄せました其宣教師は始終ミルラーの爲めに色々自分の金を以て差入をしたり或は時々來て教誨を施したりミルラーと云ふ大悪人の爲めに親切に道を傳へて居つた人でありませうが死刑執行の言渡のあつた日に典獄は其宣教師を呼んで懇々ミルラーに對して將來の安心立命の事を説かしたのであるそれから其翌日も朝

早くから宣教師が参りまして色々最終の教誨を施しました東京で死刑を執行するのは御承知もありませんが鍛冶橋内の警視廳の在る所の監獄から馬車で引出して市ヶ谷の監獄署まで來て彼所に刑場がありますからそこで執行するとなつて居ります其間は随分長い間て我々が人力車で走らしても厭きる位の道程のある所でありませうが實に忍ばれぬ話で死刑を執行される爲に、鍛冶橋から繩を掛けて馬車に乗せて瘦せ衰へた馬が引いて市ヶ谷まで來て執行する、其間は實に想像に堪へぬ程の毒の有様である、今ではさう云ふ風に施行して居るので彼のミルラーの如きも鍛冶橋から市ヶ谷の間を馬車で送つた其馬車に矢張宣教師が相乗りをして馬車の中にも懇篤の教誨を施したものと見へます其結果であり升たか知れませぬが刑場に於て死刑を執行する場合にミルラーは非常に安心立命して刑に就たと云ふこととあります、多くは此死刑に處します時分には十人が八人までは悶へて悶へて苦しむのであつて非常に悲しみ以て刑に就くのであります彌々益びられて死ぬ迄には非常に悲酸の態を顯はすので如何にも見るに忍びぬのであります、是は私の考では獨り教師の如何に依るのではなく第一人間の忍ぶべからざる死に就くの悲哀するのは當然であらうと思ひます併しながら教師が是に對して充分の働を爲すことが出来ませうれば幾分か其苦痛を和らけるとが出来ると思ふ例に今のミルラーの御話を致すので兎に角無様な有様を呈して見るに忍びぬと云ふ感起すを持つて是等の點から見まして風教を害することの最も大なることは争ふ可らざることであらうと思ひます。(未完)

